



## 平戸市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査執行の結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和6年2月29日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉  
平戸市監査委員 首藤 毅彦



### 第1 監査の対象及び監査の期間

財務部企画財政課 令和5年11月28日～30日  
文化観光商工部観光課 令和5年12月21日～22日

### 第2 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

#### 2 監査の対象とした事項

主に令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### 1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

#### 2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

### 3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

### 4 補助金関係

- (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

### 5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

## 第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。指導事項等は次のとおりである。

#### <参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの</li><li>・予算を目的外に支出していると認められるもの</li><li>・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの</li><li>・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの</li><li>・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの</li></ul>
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

## ○財務部 企画財政課

### 【指導事項】

#### 1. 普通財産貸付について

平戸市公有財産管理規則第21条第7号において、普通財産を借り受けようとする者は、申請書にあわせて「貸付契約書案」を提出することになっており、同規則第25条において、「普通財産を貸し付ける場合は、貸付の用途、期間及び貸付料並びに納入の時期、方法のほか、次に掲げる事項を付して契約しなければならない。」と規定されているが、「平戸市生月町壱部浦268番地2」の貸し付け2件について契約書を取り交わすべきところ、規定のない「普通財産使用許可書」を交付していた。

#### 2. 婚活支援事業補助金について

平戸市婚活支援事業補助金交付要綱第2条において、申請要件を「居住要件を市内に1年以上住所を有する者」としているが、令和4年12月27日に平戸市へ住所を定めた者が、令和5年2月6日に申請し、同日に受理、交付決定しており要件を満たしていない。

また、申請要件の審査用に運転免許証の写しが添付されているが、免許証の交付日は必ずしも住民登録日と同一ではない。このため、令和3年度及び4年度の登録者については、運転免許証により審査しているため再調査されたい。

#### 3. ふるさと納税支援サービス利用契約について

ふるさと納税支援事業者への翌年度契約申し込みについて、「契約の自動更新を希望する」としており、その結果、令和5年4月1日付けで締結している「ふるさと納税支援サービス利用契約」において、契約終了の1か月前までに意思表示がなければ1年間自動更新する旨の契約となっている。

地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない支払いを約束する自動更新条項の定めは不適當である。

### 【意見】

#### 1. 普通財産貸付に関する決裁について

平戸市南部地区の風力発電施設設置に伴う市有地（山林）の貸付について、契約締結にあたり、決議書に必要な相手方法人の登記事項証明書等の入手、確認がなされていなかった。また、本契約は土地賃貸借兼地上権設定契約書となっており、地上権が登記されていた。

さらに、契約期間が令和2年4月1日から令和26年3月31日までの長期間であることや、契約の相手が倒産した場合の市の申し立て権の放棄、契約相手の責任財産の限定等がうたわれていた。

普通財産の貸付けとして財務部長の専決が行われていたが、単に普通財産の貸付けにとどまらず、契約内容を精査し、十分な協議を重ね市長決裁をとることが必要であったと考える。

## 2. 公有財産売却処分公告について

インターネット公有財産売却システムの官公庁オークション利用規約中、利用資格においては、「18歳以上であること」と定められているが、市の公告では、入札に参加できない者として「20歳未満の者」となっている。令和4年4月1日民法改正により成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられたことから、利用規約に準拠した取り扱いになるよう検討されたい。

## 3. ホームページの未更新について

平戸市主要統計指標やその他の統計について、市民生活においても重要な情報となるので最新のデータに更新し公表されるよう留意されたい。

## ○文化観光商工部 観光課

### 【指導事項】

#### 1. 会計年度任用職員の任用について

令和4年度平戸温泉うで湯・あし湯温泉配送業務において、会計年度任用職員(時間給)7人を通年雇用していたが、任用伺及び任用通知書は9月30日までとなっており、10月1日から3月31日までの任用手続きがなされていなかった。また、就労予定表はあるものの、簿冊に出勤簿等が見受けられなかった。

#### 2. 随意契約の事前事後公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合に行う随意契約で、予定価格が平戸市契約規則第23条に規定する額を超えるものをするときは、同規則23条の2において当該業務契約の事前事後の公表が義務付けられているが、令和4年度についてその手続きがなされていなかった。

- ・自然公園便所清掃業務 (事後公表なし)
- ・自然公園除草業務 (事後公表なし)
- ・自然公園等ツツジ剪定業務 (事前、事後公表なし)
- ・京崎公園維持管理業務(剪定・除草) (事後公表なし)
- ・道路公園維持管理業務 (事後公表なし)

### 【意見】

#### 1. 平戸版DMO推進事業補助金について

令和4年度補助金申請書類として、年度当初に事業計画書及び年度末に実績報告書を収受しているが、DMO推進事業の一つである旅行商品化事業において、事業計画では「体験モニターツアー、観光コンテンツ構築、既存商品磨き上げ」などの6項目を実施することとしているが、実績報告では「あら鍋祭り、旅行商品素材集の制作、着地型商品取扱実績」が報告されており、事業計画に対する検証が困難であった。各事業の成果を明確化するためにも、事業計画との比較検証ができる実績報告を作成するよう指導されたい。